

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年2月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種 割合 (%)	令和6年(未確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		9	9		9	9	±0	0.0	100.0	2	98	100
除く鉱業計		9	9		9	9	±0	0.0	100.0	2	98	100
製造業		1	1		1	1	±0	0.0	11.1	1	14	15
食料品		1	1		1	1	±0	0.0	11.1	1	9	10
木材木製品											2	2
紙・パルプ												
窯業・土石											1	1
金属・機械												
その他											2	2
鉱業												
土石採取業											1	1
建設業		3	3		3	3	±0	0.0	33.3		19	19
土木工事業		1	1		1	1	±0	0.0	11.1		6	6
建築工事業		2	2		1	1	1	100.0	22.2		6	6
木造建築業											4	4
設備工事業					1	1	-1	-100.0			3	3
道路貨物運送業											6	6
その他の運輸業		1	1		1	1	±0	0.0	11.1		1	1
貨物取扱業												
林業											1	1
漁業											12	12
商業		1	1		1	1	±0	0.0	11.1		9	9
清掃業					1	1	-1	-100.0			6	6
畜産業		1	1				1		11.1	1	3	4
社会福祉施設											15	15
その他の事業		2	2		2	2	±0	0.0	22.2		11	11

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和7年 死亡労働災害発生状況

(令和7年2月末)

稚内労働基準監督署

No.	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害発生概況
1					なし	

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

業種別・事故の型別労働災害発生状況

(令和7年2月末)

稚内労働基準監督署

業種	製造業	食料品	木材木製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属・機械	その他	鉱業	土石採取業	建設業	土木工事業	木建築工事業(除木建)	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	社会福祉施設	その他の事業	全産業合計
1	墜落・転落																			1					1
20	2m以上からの																								
21	2m未満からの																			1					1
2	転倒																					1			1
22	滑り																					1			1
23	つまづき																								
24	踏み外し																								
25	もつれ等																								
26	その他の転倒																								
3	激突																								
4	飛来・落下									1		1													1
5	崩壊・倒壊									1		1													1
6	激突され																								
7	巻き込まれ・はさまれ															1									1
8	切れ・こすれ	1	1																						1
9	踏抜き																								
10	おぼれ																								
11	高温・低温の物との接触																								
12	有害物との接触																								
13	感電																								
14	爆発																								
15	破裂																								
16	火災																								
17	交通事故(道路)																							1	1
18	交通事故(その他)									1	1														1
19	動作の反動・無理な動作																							1	1
27	腰痛																								
28	転倒もどき																								
29	その他の動作の反動																							1	1
90	その他																								
99	分類不能																								
合	計	1	1							3	1	2				1				1		1		2	9

<令和7年労働災害件数は昨年と同数>

1 労働災害発生状況

令和7年2月に確認した労働災害件数は6件でした。うち休業1か月以上の労働災害は4件でした。これで令和7年の労働災害発生状況は9件(前年同期比±0件)となりました。60歳以上の労働災害件数は4件で全体の44.4%を占めています。

令和6年の労働災害件数は、100件(うち死亡2件)と昨年発表値から変動はありません。新型コロナウイルス感染症を除いた労働災害件数は87件(うち死亡2件)です。令和6年の確定値は4月中旬に公表予定です。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※抜粋

【製造業】

・工場内で真鱈を包丁でさばいていた際に手を滑らせて、左手第一指を切創したものの。(30代女性、2週間)

【建設業】

・船体クレーンの解体において、旋回体部分の旋回輪(重さ800kgの部材)をガス溶断したところ、当該部材が落下して左肩にあたり、骨折したものの。(70代男性、2か月)

・中身の入った灯油タンク(重さ490kg)を台車に乗せ、4人がかりで移動させていたところ、バランスが崩れ、作業員1名の上に灯油タンクが転倒し、右恥骨等を骨折したものの。(40代男性、3か月)

【畜産業】

・除雪後、トラクター・ショベルから降車した際に、凍結路面に足を滑らせて転倒し、左足首を骨折したものの。(60代男性、2週間)

【卸売業】

・トラクターの修理作業において、トラクター後方の部材に足を乗せて作業していたところ、滑って墜落し、左手首を骨折したものの。(50代男性、1か月)

【通信業】

・台車を移動させていた際に、台車が段差(高さ40cm程度)から落ちそうになったところを抑えようとして踏ん張った際に左足に肉離れを起こしたものの。(60代男性、1か月)

3 稚内署からのお知らせ

○酸欠作業にご注意ください

令和7年1月、「酸欠状態の船倉に立ち入った労働者が意識を失う」災害が発生しました。幸い、すぐに同僚が被災者を見つけたこと、入口の直下で倒れていたことから、迅速に救助することができたため、休業1日の軽症となりましたが、一歩間違っていれば死亡の可能性までありました。

酸欠となった原因は、鋼製の壁や支柱からなる船倉内に海水がたまった状態で長期間密閉され、金属が酸化(サビ)することによって、酸素濃度が低下したものと考えられます。同種労働災害再発防止のため、以下に取り組みましょう。

(1) 酸素欠乏危険場所(硫化水素含む)を把握する

本件のような鋼製の船倉だけでなく、雨水や湧水などが滞留したところのある暗渠やマンホール等の内部、石炭や原木、チップ、乾性油等の貯蔵施設等は酸欠危険場所となります。他にもありますので、下部QRコードから確認してください。

(2) 酸素濃度(硫化水素濃度)を測定する

作業前に酸欠危険場所の空気を必ず測定し、酸素濃度18%以上、硫化水素濃度10ppm以下であることを必ず確認すること。基準を満たしていない場合は換気すること。

(3) 継続して換気を行う

酸素濃度の低下、硫化水素濃度の上昇を防止するため、継続して換気しながら作業すること。

(4) 災害(二次災害)を防止する

万が一、災害が発生した場合に備えて監視者を置き、常時声を掛けるなどして、作業者の安全を確認すること。また、災害が発生した場合にも二次災害を防止するため、救助者は必ず空気呼吸器又は送気マスクを使用すること。救助活動は単独行動をとらないこと。

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	1件
建設業	2件
道路貨物運送業	件
林業	件
その他の事業	3件 (畜産業1、卸売業1、通信業1)
計	6件



酸欠防止リーフレット

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)